

資料提供	
令和6年12月24日	課名 人事課
	担当 東
直通	(082)513-2239
内線	2239

職員の処分について

処分年月日	令和6年12月24日	
被処分者	所属	農林水産局
	役職	会計年度任用職員
	年齢	60歳
処分内容	停職5月（期間は令和7年3月31日までとする）	
処分理由	<p>当該職員は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和6年4月27日（土）午前1時48分頃、広島市安佐北区白木町大字小越100番地4北方の約200メートル付近道路において、普通貨物自動車（軽自動車）を運転し、単独事故を起こした。</p> <p>その後、令和6年12月4日付けで道路交通法違反により起訴された。このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。</p>	

【地方公務員法第33条】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合